

原子力防災会議行政文書管理規則を次のように制定する。

平成 2 4 年 1 2 月 2 5 日

原子力防災会議議長 野田 佳彦

原子力防災会議行政文書管理規則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この訓令は、公文書等の管理に関する法律（平成 2 1 年法律第 6 6 号。以下「法」という。）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、原子力防災会議における行政文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- 一 「行政文書」とは、原子力防災会議の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下同じ。）であって、原子力防災会議の職員が組織的に用いるものとして、原子力防災会議が保有しているものをいう。ただし、法第 2 条第 4 項各号に掲げるものを除く。
- 二 「行政文書ファイル等」とは、原子力防災会議における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物にまとめたもの（以下「行政文書ファイル」という。）及び単独で管理している行政文書をいう。
- 三 「行政文書ファイル管理簿」とは、原子力防災会議における行政文書ファイル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。
- 四 「文書管理システム」とは、総務省が文書管理業務の業務・システム最適化計画（平成 1 9 年 4 月 1 3 日各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定）に基づき整備した

政府全体で利用可能な一元的な文書管理システムをいう。

第2章 管理体制

(総括文書管理者)

第3条 原子力防災会議に総括文書管理者1名を置く。

2 総括文書管理者は、原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条の4第1号に規定する事務を担当する事務局次長をもって充てる。

3 総括文書管理者は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
- 二 行政文書の管理に関する内閣府との調整及び必要な改善措置の実施
- 三 行政文書の管理に関する研修の実施
- 四 組織の新設・改正・廃止に伴う必要な措置
- 五 行政文書ファイル保存要領その他この訓令の施行に関し必要な細則の整備
- 六 その他行政文書の管理に関する事務の総括

(副総括文書管理者)

第4条 原子力防災会議に副総括文書管理者1名を置く。

2 副総括文書管理者は、原子力基本法第3条の4第1号に規定する事務を担当する事務局参事官をもって充てる。

3 副総括文書管理者は、前条第3項各号に掲げる事務について総括文書管理者を補佐するものとする。

(文書管理者)

第5条 総括文書管理者は、所掌事務に関する文書管理の実施責任者として、文書管理者に前条第2項の事務局参事官以外の事務局参事官を指名する。

2 文書管理者は、その管理する行政文書について、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 保存
- 二 保存期間が満了したときの措置の設定
- 三 行政文書ファイル管理簿への記載
- 四 移管又は廃棄(移管・廃棄簿への記載を含む。)等
- 五 管理状況の点検等
- 六 行政文書の作成(第3章) 標準文書保存期間基準(以下「保存期間表」という。)の作成(第14条第1項)等による行政文書の整理その他行政文書の管理に関する職員の指導等

(文書管理担当者)

第6条 文書管理者は、その事務を補佐する者として、文書管理担当者を指名する。

2 文書管理者は、文書管理担当者を指名後、速やかに総括文書管理者にその氏名又は役職等を報告しなければならない。

(監査責任者)

第7条 原子力防災会議に監査責任者1名を置く。

2 監査責任者は、第4条第2項の事務局参事官をもって充てる。

3 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものとする。

(職員の責務)

第8条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び訓令等並びに総括文書管理者及び文書管理者の指示に従い、行政文書を適正に管理しなければならない。

第3章 作成

(文書主義の原則)

第9条 職員は、文書管理者の指示に従い、法第4条の規定に基づき、法第1条の目的の達成に資するため、原子力防災会議における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに原子力防災会議の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

(別表第1の業務に係る文書作成)

第10条 別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表の行政文書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。

2 前条の文書主義の原則に基づき、原子力防災会議内部の打合せや原子力防災会議外部の者との折衝等を含め、別表第1に掲げる事項に関する業務に係る政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等(以下「打合せ等」という。)の記録については、文書を作成するものとする。

(適切・効率的な文書作成)

第11条 文書の作成に当たっては、文書の正確性を確保するため、その内容について原則として複数の職員による確認を経た上で、文書管理者が確認するものとする。作成に関し、事務局次長等上位の職員から指示があった場合は、その指示を行った者の確認も経るものとする。

2 原子力防災会議の外部の者との打合せ等の記録の作成に当たっては、原子力防災会議の出席者による確認を経るとともに、可能な限り、当該打合せ等の相手方(以下「相手方」という。)の発言部分等についても、相手方による確認等により、正確性の確保を期するものとする。ただし、相手方の発言部分等について記録を確定し難い場合は、その旨を判別できるように記載するものとする。

3 文書の作成に当たっては、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)、送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)及び外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)等により、分かりやすい用字用語で的確かつ簡潔に記載しなければならない。

4 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、電子掲示板等を活用し職員の利用に供するものとする。

第4章 整理

(職員の整理義務)

第12条 職員は、第13条及び第14条に従い、次の各号に掲げる整理を行わなければならない。

- 一 作成又は取得した行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。
- 二 相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物(行政文書ファイル)にまとめること。
- 三 前号の行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

(分類・名称)

第13条 行政文書ファイル等は、当該行政機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的(三段階の階層構造)に分類(別表第1に掲げられた業務については、同表を参酌して分類)し、分かりやすい名称を付さなければならない。

(保存期間)

第14条 文書管理者は、別表第1に基づき、保存期間表を定め、これを公表しなければならない。

- 2 文書管理者は、保存期間表を定め、又は改定した場合は、総括文書管理者に報告するものとする。
- 3 第12条第1号の保存期間の設定については、保存期間表に従い、行うものとする。
- 4 第12条第1号の保存期間の設定及び保存期間表においては、法第2条第6項の歴史公文書等に該当するとされた行政文書にあっては、1年以上の保存期間を定めるものとする。
- 5 第12条第1号の保存期間の設定及び保存期間表においては、歴史公文書等に該当しないものであっても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要な行政文書については、原則として1年以上の保存期間を定めるものとする。
- 6 第12条第1号の保存期間の設定においては、第4項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる(例えば、次に掲げる類型に該当する文書。)
 - 一 別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し
 - 二 定型的・日常的な業務連絡、日程表等
 - 三 出版物や公表物を編集した文書
 - 四 原子力防災会議の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
 - 五 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
 - 六 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとし

て、長期間の保存を要しないと判断される文書

七 保存期間表において、保存期間を１年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書

7 第１２条第１号の保存期間の設定においては、通常は１年未満の保存期間を設定する種類の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、１年以上の保存期間を設定するものとする。

8 第１２条第１号の保存期間の起算日は、行政文書を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の４月１日とする。ただし、文書作成取得日から１年以内の日であって４月１日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。

9 第１２条第３号の保存期間は、行政文書ファイルにまとめられた行政文書の保存期間とする。

10 第１２条第３号の保存期間の起算日は、行政文書を行政文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日（以下「ファイル作成日」という。）の属する年度の翌年度の４月１日とする。ただし、ファイル作成日から１年以内の日であって４月１日以外の日を起算日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日とする。

11 第８項及び前項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。

第５章 保存

（行政文書ファイル保存要領）

第１５条 総括文書管理者は、行政文書ファイル等の適切な保存に資するよう、行政文書ファイル保存要領を作成するものとする。

2 行政文書ファイル保存要領には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 紙文書の保存場所・方法

二 電子文書の保存場所・方法

三 引継手続

四 その他適切な保存を確保するための措置

（保存）

第１６条 文書管理者は、行政文書ファイル保存要領に従い、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切に保存しなければならない。ただし、他の文書管理者等に引き継いだ場合は、この限りでない。

（集中管理の推進）

第１７条 原子力防災会議における行政文書ファイル等の集中管理については、総括文書

管理者が定めるところにより、推進するものとする。

第6章 行政文書ファイル管理簿

(行政文書ファイル管理簿の調製及び公表)

第18条 総括文書管理者は、原子力防災会議の行政文書ファイル管理簿について、公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年政令第250号。以下「施行令」という。)第11条に基づき、文書管理システムをもって調製するものとする。

2 行政文書ファイル管理簿は、あらかじめ定めた事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットで公表しなければならない。

3 行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め、又は変更した場合には、当該事務所の場所を官報で公示しなければならない。

(行政文書ファイル管理簿への記載)

第19条 文書管理者は、少なくとも毎年度一回、管理する行政文書ファイル等(保存期間が1年以上のものに限る。)の現況について、施行令第11条第1項各号に掲げる事項を行政文書ファイル管理簿に記載しなければならない。

2 前項の記載に当たっては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条各号に規定する不開示情報に該当する場合には、当該不開示情報を明示しないようにしなければならない。

3 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、国立公文書館等に移管し、又は廃棄した場合は、当該行政文書ファイル等に関する行政文書ファイル管理簿の記載を削除するとともに、その名称、移管日又は廃棄日等について、総括文書管理者が調製した移管・廃棄簿に記載しなければならない。

第7章 移管、廃棄又は保存期間の延長

(保存期間が満了したときの措置)

第20条 文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表第2に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、法第5条第5項の保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。

2 前条第1項の行政文書ファイル等については、総括文書管理者の同意を得た上で、行政文書ファイル管理簿への記載により、前項の措置を定めるものとする。

3 総括文書管理者は、前項の同意に当たっては、必要に応じ、独立行政法人国立公文書館の専門的技術的助言を求めることができる。

(移管又は廃棄)

第21条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、前条第1項の規定による定めに基づき、独立行政法人国立公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 文書管理者は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、総括文書管理者を通じ内閣府に協議し、その同意を得なけ

ればならない。この場合において、内閣府の同意が得られないときは、当該文書管理者は、総括文書管理者を通じ内閣府と協議の上、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

- 3 文書管理者は、保存期間を 1 年未満とする行政文書ファイル等であって、第 14 条第 6 項各号に該当しないものについて、保存期間が満了し、廃棄しようとするときは、同条第 5 項及び第 7 項に該当しないかを確認した上で、廃棄するものとする。この場合、原子力防災会議は、あらかじめ定めた一定の期間の中で、本規定に基づき、どのような種類の行政文書ファイル等についていつ廃棄したのかを記録し、当該期間終了後速やかに一括して公表するものとする。
- 4 文書管理者は、第 1 項の規定により移管する行政文書ファイル等に、法第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に該当するものとして独立行政法人国立公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、独立行政法人国立公文書館に意見を提出しなければならない。その場合には、利用制限を行うべき箇所及びその理由について、具体的に記載するものとする。
- 5 総括文書管理者は、内閣府から、法第 8 条第 4 項の規定により、行政文書ファイル等について廃棄の措置をとらないように求められた場合には、必要な措置を講じるものとする。

(保存期間の延長)

第 22 条 文書管理者は、施行令第 9 条第 1 項に掲げる場合にあっては、同項に定めるところにより、保存期間及び保存期間の満了する日を延長しなければならない。

- 2 文書管理者は、施行令第 9 条第 2 項に基づき、保存期間及び保存期間の満了する日を延長した場合は、延長する期間及び延長の理由を総括文書管理者を通じ、内閣府に報告しなければならない。

第 8 章 点検・監査及び管理状況の報告等

(点検・監査)

第 23 条 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、点検を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。

- 2 監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度一回、監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければならない。
- 3 総括文書管理者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、行政文書の管理について必要な措置を講じるものとする。

(紛失等への対応)

第 24 条 文書管理者は、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない。

- 2 総括文書管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講じるものとする。

(管理状況の報告等)

第25条 総括文書管理者は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理状況について、毎年度、内閣府に報告するものとする。

2 総括文書管理者は、法第9条第3項の規定による求め及び実地調査が行われる場合には、必要な協力を行うものとする。

3 総括文書管理者は、内閣府から法第31条の規定による勧告があった場合には、必要な措置を講じるものとする。

第9章 研修

(研修の実施)

第26条 総括文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。また、総括文書管理者は、各職員が少なくとも毎年度一回、研修を受けられる環境を提供しなければならない。文書管理者は、各職員の受講状況について、総括文書管理者に報告しなければならない。

(研修への参加)

第27条 文書管理者は、総括文書管理者及び独立行政法人国立公文書館その他の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。また、職員は、適切な時期に研修を受講しなければならない。

第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理

(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)

第28条 特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書については、この訓令に定めるもののほか、同法、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)及び同令第12条第1項の規定に基づき定められた原子力防災会議特定秘密保護規程(平成26年閣原防第30号)に基づき管理するものとする。

(秘密文書の管理)

第29条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書(特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。)は、次の種類に区分し、指定するものとする。

- (1) 極秘文書 秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書
- (2) 秘文書 極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の行政文書

2 秘密文書の指定は、極秘文書については事務局次長が、秘文書については文書管理者が

期間（極秘文書については5年を超えない範囲内の期間とする。次項において同じ。）を定めてそれぞれ行うものとし（以下これらの指定をする者を「指定者」という。）その指定は必要最小限にとどめるものとする。

- 3 指定者は、秘密文書の指定期間（この規定により延長した指定期間を含む。以下同じ。）が満了する時において、満了後も引き続き秘密文書として管理を要すると認めるときは、期間を定めてその指定期間を延長するものとする。また、指定期間は、通じて当該行政文書の保存期間を超えることができないものとする。
- 4 秘密文書は、その指定期間が満了したときは、当該指定は、解除されたものとし、また、その期間中、指定者が秘密文書に指定する必要がなくなったと認めるときは、指定者は、速やかに秘密文書の指定を解除するものとする。
- 5 指定者は、秘密文書の管理について責任を負う者を秘密文書管理責任者として指名するものとする。
- 6 秘密文書は、秘密文書を管理するための簿冊において管理するものとする。
- 7 秘密文書には、秘密文書と確認できる表示を付すものとする。
- 8 総括文書管理者は、秘密文書の管理状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告するものとする。
- 9 他の行政機関に秘密文書を提供する場合には、あらかじめ当該秘密文書の管理について提供先の行政機関と協議した上で行うものとする。
- 10 総括文書管理者は、この訓令の定めを踏まえ、秘密文書の管理に関し必要な事項の細則を規定する秘密文書の管理に関する要領を定めるものとする。

第11章 補則

（特別の定め）

第30条 法律若しくはこれに基づく命令又は訓令の規定により、文書の分類、作成、保存、廃棄その他文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあつては、当該事項については、当該法律若しくはこれに基づく命令又は訓令の定めるところによる。

（細則）

第31条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定める。

附 則

この訓令は、平成24年12月25日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表第 1 行政文書の保存期間基準

事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	立案基礎文書（一の項イ）	30 年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・原子力防災会議の決定
			立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
		(2)法律案の審査	法律案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）		・法制局提出資料 ・審査録
		(3)他の行政機関への協議	行政機関協議文書（一の項ハ）		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答
		(4)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）		・5点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照条文、参照条文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料

		(5)国会審議	国会審議文書（一の項へ）		・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録 ・内閣意見案 ・同案の閣議請議書
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（一の項 ト）		・官報の写し ・公布裁可書（御署名原 本）
		(7)解釈又は 運用の基 準の設定	解釈又は運用の基準の設定 のための調査研究文書（一 の項チ）		・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング
			解釈又は運用の基準の設定 のための決裁文書（一の項 チ）		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引
	2	条約その 他の国際 約束の締 結及びそ の経緯	(1)締結の検 討	30 年	・交渉開始の契機 ・交渉方針 ・想定問答 ・逐条解説
			外国（本邦の域外にある国 又は地域をいう。）との交 渉に関する文書及び解釈又 は運用の基準の設定のため の決裁文書（二の項イ及び 二）		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見 に対する回答
			他の行政機関の質問若しく は意見又はこれらに対する 回答に関する文書その他の 他の行政機関への連絡及び 当該行政機関との調整に関 する文書（二の項ロ）		・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング ・情報収集・分析
		(2)条約案の	条約案その他の国際約束の案		・法制局提出資料
			条約案その他の国際約束の案		

		審査	の審査の過程が記録された文書（二の項八）		・ 審査録
		(3)閣議	閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（二の項二）		・ 閣議請議書 ・ 案件表 ・ 配付資料
		(4)国会審議	国会審議文書（二の項二）		・ 議員への説明 ・ 趣旨説明 ・ 想定問答 ・ 答弁書 ・ 国会審議録
		(5)締結	条約書、批准書その他これらに類する文書（二の項ホ）		・ 条約書・署名本書 ・ 調印書 ・ 批准・受諾書 ・ 批准書の寄託に関する文書
		(6)官報公示 その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）		・ 官報の写し ・ 公布裁可書（御署名原本）
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	立案基礎文書（一の項イ）	30 年	・ 基本方針 ・ 基本計画 ・ 条約その他の国際約束 ・ 大臣指示 ・ 原子力防災会議の決定
			立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）		・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）		・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング
		(2)政令案の審査	政令案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）		・ 法制局提出資料 ・ 審査録

		(3)意見公募 手続	意見公募手続文書（一の項 八）		・政令案 ・趣旨、要約、新旧対照 条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結 果及びその理由
		(4)他の行政 機関への 協議	行政機関協議文書（一の項 八）		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見 に対する回答
		(5)閣議	閣議を求めるための決裁文書 及び閣議に提出された文書 （一の項二）		・５点セット（要綱、政 令案、理由、新旧対照 条文、参照条文） ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
		(6)官報公示 その他の 公布	官報公示に関する文書その他 の公布に関する文書（一の項 ト）		・官報の写し ・公布裁可書（御署名原 本）
		(7)解釈又は 運用の基 準の設定	解釈又は運用の基準の設定 のための調査研究文書（一 の項チ）		・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング
			解釈又は運用の基準の設定 のための決裁文書（一の項 チ）		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引
		4	規則の制 定又は改 廃及びそ の経緯		(1)立案の検 討
			立案の検討に関する審議会 等文書（一の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録

					・配付資料 ・中間報告、最終報告、 提言
			立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
		(2)意見公募 手続	意見公募手続文書（一の項ハ）		・規則案 ・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条文 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由
		(3)制定又は 改廃	規則の制定又は改廃のための決裁文書（一の項ホ）		・規則案 ・理由、新旧対照条文、参照条文
		(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）		・官報の写し
		(5)解釈又は 運用の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）	・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引				
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯					
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する	答弁の案の作成の過程が記録された文書（四の項イ）	30 年	・法制局提出資料 ・審査録
			閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（四の項ロ）		・答弁案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料
			答弁が記録された文書（四		・答弁書

		答弁その他の重要な経緯 (2)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（１の項から４の項まで及び５の項(1)に掲げるものを除く。）	の項ハ) 立案基礎文書（五の項イ） 立案の検討に関する審議会等文書（五の項イ） 立案の検討に関する調査研究文書（五の項イ） 行政機関協議文書（五の項ロ） 閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（五の項ハ）		- 基本方針 - 基本計画 - 条約その他の国際約束 - 大臣指示 - 原子力防災会議の決定 - 開催経緯 - 諮問 - 議事の記録 - 配付資料 - 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 - 外国・自治体・民間企業の状況調査 - 関係団体・関係者のヒアリング - 任意パブコメ - 各省への協議案 - 各省からの質問・意見 - 各省からの質問・意見に対する回答 - 基本方針案 - 基本計画案 - 白書案 - 閣議請議書 - 案件表 - 配付資料
6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるも	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の	会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書（六の項イ） 会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究	10 年	- 基本方針 - 基本計画 - 条約その他の国際約束 - 総理指示 - 外国・自治体・民間企業の状況調査

	のを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	文書（六の項イ） 会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書（六の項イ） 会議に検討のための資料として提出された文書（六の項ロ）及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書 会議の決定又は了解の内容が記録された文書（六の項ハ）		・関係団体・関係者のヒアリング ・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答 ・配付資料 ・議事の記録 ・決定・了解文書
7	省議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	省議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書（七の項イ） 省議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書（七の項イ） 省議に検討のための資料として提出された文書（七の項ロ）及び省議（国務大臣を構成員とする省議に限る。）の議事が記録された文書 省議の決定又は了解の内容が記録された文書（七の項ハ）	10 年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・配付資料 ・議事の記録 ・決定・了解文書
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯					
8	複数の行政機関に	複数の行政機関による	申合せに係る案の立案基礎文書（八の項イ）	10 年	・基本方針 ・基本計画

	よる申合せ及びその経緯	申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯			・条約その他の国際約束 ・総理指示
			申合せに係る案の検討に関する調査研究文書（八の項イ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書（八の項イ）		・各省への協議案 ・各省からの質問・意見 ・各省からの質問・意見に対する回答
			他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項ロ）		・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料
			申合せの内容が記録された文書（八の項ハ）		・申合せ
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	立案基礎文書（九の項イ）	10 年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・原子力防災会議の決定
			立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至		・基準案

			る過程が記録された文書 (九の項口)		
			基準を他の行政機関に通知 した文書(九の項八)		・通知
10	地方公共 団体に対 して示す 基準の設 定及びそ の経緯	基準の設定 に関する立 案の検討そ 他の重要 な経緯	立案基礎文書(九の項イ)	10 年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・原子力防災会議の決定
			立案の検討に関する審議会 等文書(九の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言
			立案の検討に関する調査研 究文書(九の項イ)		・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング
			基準を設定するための決裁 文書その他基準の設定に至 る過程が記録された文書 (九の項口)		・基準案
			基準を地方公共団体に通知 した文書(九の項八)		・通知
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
11	個人の権 利義務の 得喪及び その経緯	(1)行政手続 法(平成 5 年法律 第 88 号)第 2 条第 8 号 口の審査 基準、同 号八の処	立案の検討に関する審議会 等文書(十の項)	10 年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言
			立案の検討に関する調査研 究文書(十の項)		・外国・自治体・民間企 業の状況調査

		分基準、 同号二の 行政指導 指針及び 同法第6 条の標準 的な期間 に関する 立案の検 討その他 の重要な 経緯			・関係団体・関係者のヒ アリング
			意見公募手続文書（十の 項）		・審査基準案・処分基準 案・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結 果及びその理由
			行政手続法第2条第8号ロ の審査基準、同号八の処分 基準及び同号二の行政指導 指針を定めるための決裁文 書（十の項）		・審査基準案・処分基準 案・行政指導指針案
			行政手続法第6条の標準的 な期間を定めるための決裁 文書（十の項）		・標準処理期間案
		(2)行政手続 法第2条 第3号の 許認可等 （以下 「許認可 等」とい う。）に 関する重 要な経緯	許認可等をするための決裁文 書その他許認可等に至る過程 が記録された文書（十一の 項）	許認可等 の効力が 消滅する 日に係る 特定日以 後5年	・審査案 ・理由

		(3)行政手続法第2条第4号の不利益処分（以下「不利益処分」という。）に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十二の項）	5 年	・ 処分案 ・ 理由
		(4)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書（十四の項イ）	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後 10 年	・ 不服申立書 ・ 録取書
			審議会等文書（十四の項ロ）		・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見
			裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十四の項ハ）		・ 弁明書 ・ 反論書 ・ 意見書
			裁決書又は決定書（十四の項ニ）		・ 裁決・決定書
		(5)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	訴訟の提起に関する文書（十五の項イ）	訴訟が終結する日に係る特定日以後 10 年	・ 訴状 ・ 期日呼出状
			訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項ロ）		・ 答弁書 ・ 準備書面 ・ 各種申立書 ・ 口頭弁論・証人等調書 ・ 書証
			判決書又は和解調書（十五の項ハ）		・ 判決書 ・ 和解調書
12	法人の権利義務の	(1)行政手続法第2条	立案の検討に関する審議会等文書（十の項）	10 年	・ 開催経緯 ・ 諮問

	得喪及び その経緯	第 8 号口 の審査基 準、同号 八の処分 基準、同 号二の行 政指導指 針及び同 法第 6 条 の標準的 な期間に 関する立 案の検討 その他の 重要な経 緯			・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、 中間報告、最終報告、 建議、提言
			立案の検討に関する調査研 究文書（十の項）		・外国・自治体・民間企 業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒ アリング
			意見公募手続文書（十の 項）		・審査基準案・処分基準 案・行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結 果及びその理由
			行政手続法第 2 条第 8 号口 の審査基準、同号八の処分 基準及び同号二の行政指導 指針を定めるための決裁文 書（十の項）		・審査基準案・処分基準 案・行政指導指針案
			行政手続法第 6 条の標準的 な期間を定めるための決裁 文書（十の項）		・標準処理期間案
		(2)許認可等 に関する 重要な経 緯	許認可等をするための決裁文 書その他許認可等に至る過程 が記録された文書（十一の 項）	許認可等 の効力が 消滅する 日に係る 特定日以 後 5 年	・審査案 ・理由
		(3)不利益処 分に関す る重要な 経緯	不利益処分をするための決裁 文書その他当該処分に至る過 程が記録された文書（十二の 項）	5 年	・処分案 ・理由
		(4)不服申立 てに關す	不服申立書又は口頭による 不服申立てにおける陳述の	裁決、決 定その他	・不服申立書 ・録取書

		る審議会等における検討その他の重要な経緯	内容を録取した文書（十四の項イ）	の処分がされる日に係る特定日以後10年		
			審議会等文書（十四の項ロ）		・ 諮問 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 答申、建議、意見	
			裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十四の項ハ）		・ 弁明書 ・ 反論書 ・ 意見書	
			裁決書又は決定書（十四の項ニ）		・ 裁決・決定書	
		(5)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	訴訟の提起に関する文書（十五の項イ）	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	・ 訴状 ・ 期日呼出状	
			訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項ロ）		・ 答弁書 ・ 準備書面 ・ 各種申立書 ・ 口頭弁論・証人等調書 ・ 書証	
			判決書又は和解調書（十五の項ハ）		・ 判決書 ・ 和解調書	
			職員の人事に関する事項			
	13	職員の人事に関する事項	(1)人事評価実施規程の制定又は変更及びその経緯	立案の検討に関する調査研究文書（十六の項イ）	10年	・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング
				制定又は変更のための決裁文書（十六の項ロ）		・ 規程案
制定又は変更についての協議案、回答書その他の内閣総理大臣との協議に関する文書（十六の項ハ）				・ 協議案 ・ 回答書		
軽微な変更についての内閣総理大臣に対する報告に関する文書（十六の項ニ）				・ 報告書		
(2)職員の研			計画の立案に関する調査研	3年	・ 外国・自治体・民間企	

		修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	究文書（十七の項）		業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			計画を制定又は改廃するための決裁文書（十七の項）		・計画案
			職員の研修の実施状況が記録された文書（十七の項）		・実績
		(3)職員の兼業の許可に関する重要な経緯	職員の兼業の許可の申請書及び当該申請に対する許可に関する文書（十八の項）	3 年	・申請書 ・承認書
		(4)退職手当の支給に関する重要な経緯	退職手当の支給に関する決定の内容が記録された文書及び当該決定に至る過程が記録された文書（十九の項）	支給制限 その他の支給に関する処分を行うことができる期間又は5年のいずれか長い期間	・調書
その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	立案の検討に関する審議会等文書（二十の項イ）	10 年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			立案の検討に関する調査研究文書（二十の項イ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング

			意見公募手続文書（二十の項イ）		・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由
			制定又は改廃のための決裁文書（二十の項ロ）		・告示案
			官報公示に関する文書（二十の項ハ）		・官報の写し
		(2)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯（１の項から１３の項までに掲げるものを除く。）	立案の検討に関する調査研究文書（二十の項イ）	10 年	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
			制定又は改廃のための決裁文書（二十の項ロ）		・訓令案・通達案 ・行政文書管理規則案 ・公印規程案
15	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	機構及び定員の要求に関する文書並びにその基礎となった意思決定及び当該意思決定に至る過程が記録された文書（二十三の項）	10 年	・大臣指示 ・原子力防災会議の決定 ・原子力防災会議内調整 ・機構要求書 ・定員要求書 ・定員合理化計画
16	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人通則法（平成 11 年法	立案の検討に関する調査研究文書（二十四の項イ）	10 年	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング

		律第 103 号)その他の法律の規定による中期目標(<u>独立行政法人通則法第 2 条第 3 項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期目標、同条第 4 項に規定する行政執行法人にあっては年度目標。以下この項において同じ。)</u>の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	制定又は変更のための決裁文書(二十四の項八)		・中期目標案
			中期計画、事業報告書その他の中期目標の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書(二十四の項二)		・中期計画 ・年度計画 ・事業報告書
		(2)独立行政法人通則法その他の法律の	指導監督をするための決裁文書その他指導監督に至る過程が記録された文書(二十五の項イ)	5 年	・報告 ・検査

		規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯	違法行為等の是正のため必要な措置その他の指導監督の結果の内容が記録された文書（二十五の項ロ）		・ 是正措置の要求 ・ 是正措置
17	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）第 6 条の基本計画の立案の検討、政策評価法第 10 条第 1 項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	政策評価法第 6 条の基本計画又は政策評価法第 7 条第 1 項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書（二十六の項イ） 基本計画又は実施計画の制定又は変更に至る過程が記録された文書（二十六の項イ） 基本計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書（二十六の項イ） 実施計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書（二十六の項イ） 評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（二十六の項ロ） 政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書（二十六の項ハ）	10 年	・ 開催経緯 ・ 議事の記録 ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、提言 ・ 外国・自治体・民間企業の状況調査 ・ 関係団体・関係者のヒアリング ・ 基本計画案 ・ 通知 ・ 事後評価の実施計画案 ・ 通知 ・ 評価書 ・ 評価書要旨 ・ 政策への反映状況案 ・ 通知

18	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯（５の項(2)に掲げるものを除く。）	栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書（二十八の項）	10 年	・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿
19	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1)国会審議（１の項から 18 の項までに掲げるものを除く。）	国会審議文書（二十九の項）	10 年	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録
		(2)審議会等（１の項から 18 の項までに掲げるものを除く。）	審議会等文書（二十九の項）	10 年	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
20	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書（三十の項）	常用（無期限）	・行政文書ファイル管理簿
			取得した文書の管理を行うための帳簿（三十一の項）	5 年	・受付簿
			行政文書ファイル等の廃棄の状況が記録された帳簿		・第 21 条第 3 項に規定する行政文書ファイル等の廃棄の記録
			決裁文書の管理を行うための帳簿（三十二の項）	30 年	・決裁簿
			行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（三十三の項）	30 年	・移管・廃棄簿

備考

一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- 1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書
- 2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合（この表において「審議会等」という。）に検討のための資料として提出された文書及び審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書
- 3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書
- 4 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書
- 5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書
- 6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他の当該協議に関する文書
- 7 国会審議文書 国会における議案の趣旨の説明又は審議の内容が記録された文書、国会において想定される質問に対する回答に関する文書その他の国会審議に関する文書
- 8 関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。） 閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等（国務大臣、副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。）で構成される会議
- 9 省議（これに準ずるものを含む。） 省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等で構成される会議
- 10 特定日 第14条第11項（施行令第8条第7項）の保存期間が確定することとなる日（19の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日）の属する年度の翌年度の4月1日（当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日）

二 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。

三 本表の第三欄は、法第4条の趣旨を踏まえ、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証する観点から重要な行政文書を示しているものであることから、同欄における「過程が記録された文書」は、原子力防災会議における重要な経緯が記録された文書である。

四 本表各項の第四欄に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第二欄に掲げる業務を主管する行政機関に適用するものとする。

五 本表が適用されない行政文書については、文書管理者は、本表の規定を参酌し、当該文書管理者が所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間基準を定めるものとする。

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方

法第1条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、法第4条において、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下の【 】～【 】のいずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には国立公文書館等に移管するものとする。

- 【Ⅰ】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅱ】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅲ】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅳ】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

《留意事項》

【Ⅰ】の文書について、例えば、次のような重要な情報が記録された文書が対象となる。

- ・ 国の機関及び独立行政法人等の設置、統合、廃止、改編の経緯並びに各組織の構造や権限及び機能の根拠に関する情報が記録された文書
- ・ 経緯も含めた政策の検討過程や決定並びに政策の実施及び実績に関する情報であって、将来までを見据えて政策の理解や見直しの検討に資すると考えられる情報が記録された文書

【Ⅱ】の文書について、例えば、次のような重要な情報が記録された文書が対象となる。

- ・ 国民の権利及び義務の法令上の根拠並びに個人及び法人の権利及び義務の得喪に関する基準や指針等の設定に関する経緯も含めた情報が記録された文書
- ・ 個別の許認可等のうち公益等の観点から重要と認められるものに関する情報が記録された文書
- ・ 国民からの不服申立てや国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起等に関する情報のうち、法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関する情報が

記録された文書

【Ⅲ】の文書について、例えば、次のような重要な情報が記録された文書が対象となる。

- ・ 政策の変更や優先順位の設定に影響を与えた社会環境、自然環境等に関する情報が記録された文書
- ・ 政策が国民に与えた影響や効果、社会状況を示す重要な調査の結果、政府の広報に関する情報が記録された文書

- ・ 我が国の自然環境に関する観測結果等、その動態に関する情報が記録された文書

【Ⅳ】の文書について、例えば、次のような重要な情報が記録された文書が対象となる。

- ・ 我が国の領土・主権、来歴や、多くの国民の関心事項となる自然災害及び事件等の重大な出来事（国内で起きたものに限らない。）に関する情報が記録された文書
- ・ 学術の成果やその顕彰等及び文化、芸術、技術等の功績等のうち重要なものに関する情報が記録された文書

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1) 業務単位での保存期間満了時の措置

別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表（用語の意義は、別表第1の用語の意義による。）の右欄のとおりとする。

事 項		業務の区分	保存期間満了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯			
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	移管
		(2)法律案の審査	
		(3)他の行政機関への協議	
		(4)閣議	
		(5)国会審議	
		(6)官報公示その他の公布	
		(7)解釈又は運用の基準の設定	
2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)締結の検討	移管（経済協力関係等で定型化し、重要性がないものは除く。）
		(2)条約案の審査	
		(3)閣議	
		(4)国会審議	

		(5)締結	
		(6)官報公示その他の公布	
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討 (2)政令案の審査 (3)意見公募手続 (4)他の行政機関への協議 (5)閣議 (6)官報公示その他の公布 (7)解釈又は運用の基準の設定	移管
4	規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討 (2)意見公募手続 (3)制定又は改廃 (4)官報公示 (5)解釈又は運用の基準の設定	移管
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯			
5	閣議の決定又は了解及びその経緯	(1)質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯 (2)基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（１の項から４の項まで及び５の項(1)に掲げるものを除く。）	移管
6	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	移管
7	省議（これに準	省議の決定又は了解に関する立案	移管

	ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	の検討その他の重要な経緯	
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯			
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	移管
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
10	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯			
11	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号八の処分基準、同号二の行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
		(2)許認可等に関する重要な経緯	以下について移管(それ以外は廃棄。以下同じ。) ・国籍に関するもの
		(3)不利益処分に関する重要な経緯	廃棄
		(4)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの

		(5)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基準、同号八の処分基準、同号二の行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
		(2)許認可等に関する重要な経緯	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの
		(3)不利益処分に関する重要な経緯	廃棄
		(4)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの
		(5)国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
職員の人事に関する事項			
13	職員の人事に関する事項	(1)人事評価実施規程の制定又は変更及びその経緯	廃棄 別表第1の備考二に掲げるものも同様とする。 (ただし、閣議等に関わるものについては移管)
		(2)職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯	
		(3)職員の兼業の許可に関する重要な経緯	

		(4)退職手当の支給に関する重要な経緯	
その他の事項			
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(1 の項から 13 の項までに掲げるものを除く。)	廃棄
		(2)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯(1 の項から 13 の項までに掲げるものを除く。)	以下について移管 ・ 行政文書管理規則その他の重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書
15	機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	移管
16	独立行政法人等に関する事項	(1)独立行政法人通則法その他の法律の規定による中期目標(<u>独立行政法人通則法第 2 条第 3 項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期目標、同条第 4 項に規定する行政執行法人にあっては年度目標</u>)の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
		(2)独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯	
17	政策評価に関する事項	政策評価法第 6 条の基本計画の立案の検討、政策評価法第 10 条第 1 項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	移管
18	栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯(5 の項(2)に掲げるものを除く。)	以下について移管 ・ 栄典制度の創設・改廃に関するもの ・ 叙位・叙勲・褒章の選考・決定に関するもの ・ 国民栄誉賞等特に重要な大臣表彰に係るもの

			・ 国外の著名な表彰の授与に関するもの
19	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(1) 国会審議（１の項から１８の項までに掲げるものを除く。）	以下について移管 ・ 大臣の演説に関するもの ・ 会期ごとに作成される想定問答
		(2) 審議会等（１の項から１８の項までに掲げるものを除く。）	以下について移管 ・ 審議会その他の合議制の機関に関するもの（部会、小委員会等を含む。）
20	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	以下について移管 ・ 移管・廃棄簿

以下の左欄の事項に係る歴史公文書等の具体例は、右欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等を移管することとする。

事 項	歴史公文書等の具体例
各行政機関において実施・運用している制度（例：政策評価、情報公開、予算・決算、補助金等、機構・定員、人事管理、統計等）について、制度を所管する行政機関による当該制度の運用状況の把握等に関する事項	・ 基本計画 ・ 年間実績報告書等 ・ 施行状況調査・実態状況調査 ・ 意見・勧告 ・ その他これらに準ずるもの
国際会議	・ 国際機関（IMF、ILO、WHO 等）に関する会議又は閣僚が出席した会議等であって、重要な国際的意思決定が行われた会議に関する準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書
国際協力・国際交流	・ 政府開発援助、国際緊急援助の基本的な方針、計画、実施及び評価に関する文書 ・ 国賓等の接遇に関する文書のうち重要なもの
統計調査	・ 基幹統計調査の企画に関する文書及び調査報告書 ・ 一般統計調査の調査報告書
その他の事項	・ 年次報告書 ・ 広報資料 ・ 大臣記者会見録

(2) 政策単位での保存期間満了時の措置

国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、1の基本的考え方に照らして、(1)の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

(災害及び事故事件への対処)

阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原性大腸菌O157対策、東日本大震災関連等

(我が国における行政等の新たな仕組みの構築)

中央省庁等改革、情報公開法策定、不良債権処理関連施策、公文書管理法関連、天皇の退位等

(国際的枠組みの創設)

気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催、2020年東京オリンピック・パラリンピック等

総括文書管理者は原子力防災会議における重要政策を定期的に検討の上公表することとし、当該重要政策に関する企画・立案から実施に至る経緯を含めた情報が記録された文書については、1の基本的考え方に照らして、(1)の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

領土・主権に関連する文書については、1の【 】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

なお、「領土・主権に関連する文書」とは、北方領土及び竹島に関する我が国の基本的立場及び対応に関して作成又は取得した文書のみならず、北方領土及び竹島に関する情報を記載又は記録をした海洋、漁業、鉱物資源及び環境に関する調査その他の調査、教育、地図の作成、航海その他の施策に関する文書も指す。また、尖閣諸島に関しては、領土問題ではないものの、同様の考え方にに基づき対処する。

(3) 昭和27年までに作成・取得された文書

昭和27年度までに作成・取得された文書については、日本国との平和条約(昭和27年条約第5号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」)公布までに作成・取得された文書であり、1の【 】【 】【 】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5) (1)から(4)に記載のない文書

(1)から(4)に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。

(6) 注意事項

「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等はすべて移管することとする。

移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行うものとする。